健康保険被扶養者(異動)届

									v		3 4 1 1	.,	V 1/2			()	-,,	, , ,	_										常務	理事	事	務長		係員	1
	被伊	R険者記-	号 被	保険	者番号	- フリオ	がナ								人生		日		票住所	:								\exists							
被保険	者					氏	名							昭	年	令 月		<u> </u>		—									A T					-	
該当に ○印		扶養とする者又は外す者の氏名							性別生年月日					続 柄	耶	職業		世帯別		扶養状態に なった日・外れた日				(該当に		動 の 3 その他は		令和 (下さい。		年 健 認定	月 保使 削除	用欄	日子日	是出	
扶養する	フリカ゛ナ							男	昭	• 平 年	· 令 	ì 月	Гв				同	居	令和			月 月			結婚、	出生		能、 オ	卜人取 得				<u>Б</u>	1	日
外す	氏名							女				/1					別	居				71				離婚	、死亡)				71		н
個人番号										*	資格確	産認 書	蒂発行	要否	□発行:	が必要																			
居所住所(別 居の場合のみ 記入)	一													同じ	₸	-				※居	所住所	と異な	る場合⊄	りみ記)											
該当に ○印		扶養とする者又は外す者の氏名								生	生年月日			続 柄	鵈	職業		世帯別		扶養状 なった日		犬態に ・外れた日			(該当に		動 の 3 その他は)		保使削除		日	
扶養する	フリカ・ナ							男	昭	• 平 年	え・令 	ì 月	Г				同	居	令和	年		月					、 離曜 受給 •		k人取得 ^)	令和	年		月		日
外す	氏名							女									別	居								離婚	、死亡)						
個人番号										*	資格確	電認書	小	要否	□発行:	が必要	·																		
居所住所(別 居の場合のみ 記入)	〒 - 住民票住所(居 所住所と同じ場 合は同じに✓)											じ場		同じ	₹	-				※居	所住所	と異なる	る場合の	りみ記											
該当に ○印		扶養と	ける者	又は	外す者	の氏	名	性別	年月日 糸			続 柄	. 柄 職業			帯別		扶養状態に なった日・外れた日 (ほ				(該当に		動のほ		し下さい。)		保使削除		П				
扶養する	フリカ゛ナ							男	昭	• 平 年	三 • 令	ì 月	1 -				同]居	令和		<u>- н ·</u> .		<i>/</i> СН		結婚、	出生		哉、 ス	卜人取 得				<u> </u>	H I	
外す	氏名							女		7		Я					別	居		年		月				離婚	、死亡)		#		Я		目
個人番号										*	資格確	産認 書	喜発行	要否	□発行:	が必要																			
居所住所(別 居の場合のみ 記入)	合のみ 所住所と同じ場												同じ	₸	-		※居所住所と異なる場合のみ記入																		
※記入≀	ただレ	た個人						確認の	みに値	吏用し	、他の	目的に	こは使	用いたし	ません。																				
事業所															書は被扶 ジ目(裏面								き主を	経由	して提り	出して	ください	, ,°				受付	日付日	[]	
所在地 事業所																																			

事業主

記入に関する注意事項

- 新たに扶養にする者、外れる者だけを記入してください(フリガナを必ず記入してください)。
- 続柄については、妻、長男、次女、父、養母、妻の子等記入してください。
- ・職業欄には、その実態が分かるように、主婦、パート、中学3年、大学1年、年金受給者など記入してください。 出生により扶養する場合は記入不要です。
- 扶養状態になった日・・・被保険者になると同時に被扶養者になる時は、被保険者の「資格取得年月日」を記入してください。 その後に追加になる方は「出生年月日」「退職日の翌日」「入籍日」などを記入してください。
- 外れた日・・・就職で被扶養者から外れる時は「就職日」、死亡による場合は「死亡日の翌日」などを記入してください。
- 異動の理由・・・被保険者になると同時に被扶養者になる時は、本人取得に○を付けてください。
- 新たに扶養する場合には、各々の収入、生活状況により必要な添付書類を添付してください。
- 扶養から外れる場合、添付書類は原則必要ありません。ただし、次の雇用保険開始の場合は必要です。 雇用保険受給開始で外れる場合の添付書類:雇用保険受給資格者証の写し

資格確認書発行要否について: 資格確認書の発行が必要な場合(※)は「□発行が必要」にチェックを入れてください。

※以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者